

平成27年度「きれいな川と暮らそう」基金 申請について

「きれいな川と暮らそう」基金の助成を申請する場合には、当申請について及び基金申請書（様式-1～16）を熟読の上、申請してください。

1. 助成金の申請について

助成金の申請は、別紙の「きれいな川と暮らそう」基金申請書（様式-1～様式-6）を記入し、平成26年11月30日（当日消印有効）までに提出してください。

なお、助成額は最大50万円/団体とします。

2. 審査基準について

以下の1～3の視点から総合的に審査します。

- 1) 対象となる活動が水資源の確保、河川の美化、水質の保全等に寄与し、または寄与することが期待できるもの
(活動の効果、社会への波及効果の視点)
- 2) 対象となる活動が確実に実施されると見込まれるもの
(活動の実施体制の視点)
- 3) 対象となる活動が助成により効果的に推進されると見込まれるもの
(助成の活動推進効果の視点)

また、以下の措置を講ずることにより審査の公平性を確保するものとします。

- ① 審査委員が特定の助成対象者の団体等と密接な関係がある場合には、当該審査委員は審査を行わない。
- ② 公益社団法人 日本河川協会の共益事業支援対象となっている会員組織による活動は、助成対象とはしない。

3. 助成の採否、並びに金額、その他の事項について

採否の通知を平成27年3月末日に書面にてご連絡いたします。

詳細は次のとおりです。

- 1) 助成が決定した学校・団体へ「きれいな川と暮らそう」基金助成事業決定通知書（様式-7）を送付いたしますので、助成事業承諾書（様式-8）を送付してください。
- 2) **前金払いは助成金の80%を上限とし、請求書（前払い様式-15）**を送付してください。なお、前払いの請求期限は、平成27年4月30日とします。
- 3) 助成を辞退される場合、諸事情により助成事業を中止する場合、助成事業者の変更がある場合は（様式-9，様式-10，様式-11）を提出してください。
- 4) 助成の前払いを受けた団体が事業を中止する場合、前払い金額の全額または一部を返金していただきます。

5) 減額によって事業実施が困難な場合は、辞退届(様式-9)を提出してください。

4. 完了報告書の提出について

下記にもとづいて、平成28年2月15日までに報告してください。

- 1) 「きれいな川と暮らそう」基金助成事業実績(完了)報告(様式-12, 様式-13)を提出してください。
- 2) 「きれいな川と暮らそう」基金の活動報告書(独自のものA4判)を提出してください。

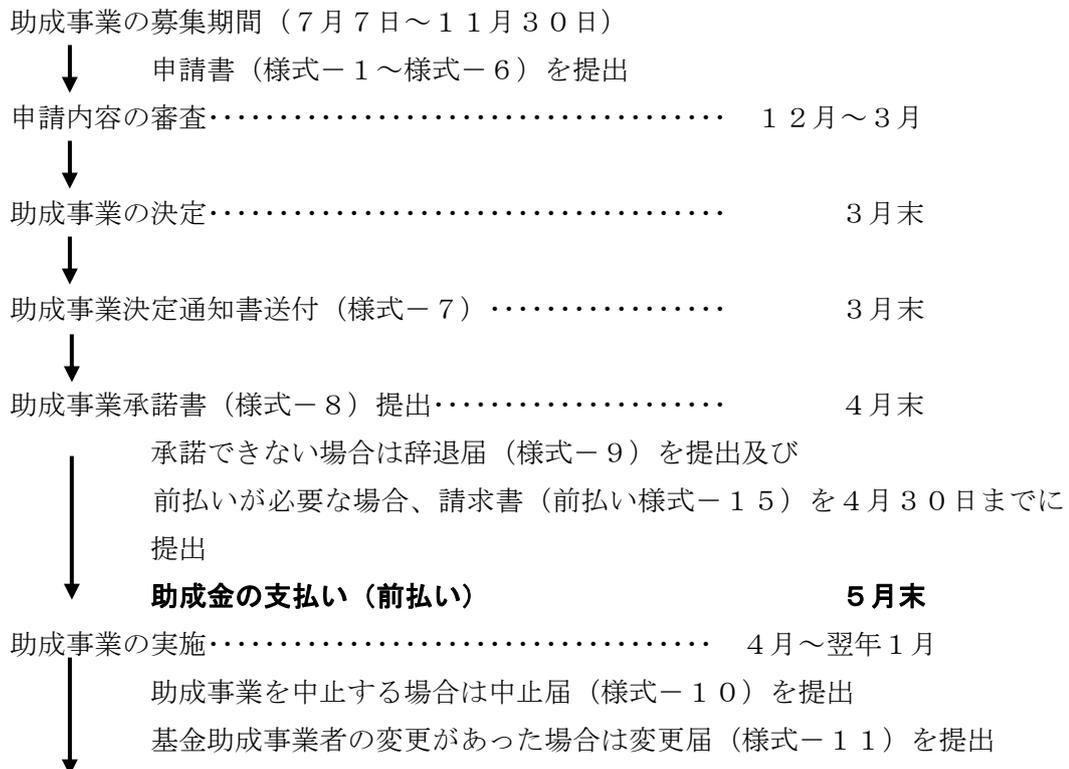
※ 活動報告書はできるだけワードで作成してください。書式の規定はありませんが、本文は10.5ポイントで5ページ以内としてください。なお、その他に助成事業実施期間中に行ったイベントのパンフレット、写真、新聞記事等がある場合はコピーを提出してください。

- 3) 助成金に関する決算報告(様式-14)の提出とそれに関わる領収書のコピーを添付してください。

4) 請求書(様式-16)

なお、完了報告書は「きれいな川と暮らそう」基金のホームページに掲載させていただきますので、ご承知おきください。

5. 「きれいな川と暮らそう」基金助成事業の手続きフロー



助成事業の完了報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2月15日必着

実績（完了）報告（様式－12，様式－13）	
活動報告（様式 自由）	
決算報告書（様式－14）	
請求書（後払い様式－16）	
報告内容の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3月
助成の取り消しおよび助成金の返還の審査	
助成金の支払い（後払い）・・・・・・・・・・・・・・・・	3月末

6. 申請書受付確認用返信ハガキ記入要領

切手	□□□□□□□□
連絡担当者 の名前	
連絡担当者 の住所	

52円切手を必ず貼ったハガキを同封してください。

表側：連絡担当者の宛先・氏名を記入

「連絡担当者の宛先住所」欄には、主たる事務所の所在地、担当者の自宅等、本件の担当者に確実にハガキが届く宛先を記載してください。

なお、ハガキの返送をもって、本件申請を受け付けたものとして取り扱います

団体名	：	〇〇〇〇団体
-----	---	--------

裏側：団体名を記入

（下部は無記入のこと）

申請書の受付完了後、裏側に受領確認の記述をして受付確認ハガキを返送します。

7. 助成金の交付決定の取り消しについて

1) 助成金の交付決定の取り消し

助成事業の採択者の中から虚偽の申請を疑わせる事案を防止するため、任意団体の申請者については、**代表者の身分を証明するものの添付を義務づける**こととします。

当協会では以下のような不正な行為が発生した場合、助成金交付の取り消し、助成金の返還、告発などを含め、厳しい措置で対応することとします。また、申請者が次のような事項に該当する場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 助成金の交付申請について、不正の事実があった場合
- ② 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- ③ 助成活動の遂行が助成金交付の実施内容に違反していると認められる場合

2) 助成金の返還

前述したように、助成金交付の取り消しをした場合、また**提出期限までに正当な理由がなく報告書等が未提出の場合**や故意に報告を遅らせた場合など悪質なもので、提出された成果が申請に対して不十分な場合、助成金の使途が申請時と異なる場合等には、助成金の取り消しや減額を行ったり、あるいは前払い助成金の全額または一部の返還を求めることがあります。

3) 加算金および延滞金

- ① 助成金の返還を命じられたときは、助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合で計算した加算金を当協会に納付しなければなりません。
- ② 助成金の返還期間は、返還命令の日から20日以内とします。返還期限までに納付しないときは、助成事業者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければなりません。